



熊本県公報

第 1 1 9 0 0 号
平成 22 年 4 月 20 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (〃) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (〃) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の廃止…………… (〃) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 5
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工振興金融課) 5
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 8
- 平成22年度熊本県調理師試験の実施…………… (健康づくり推進課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 9

告 示

熊本県告示第 4 6 4 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
つくれクリニック	菊池郡菊陽町津久礼久保 2 6 8 4 - 1	平成 2 2 年 2 月 1 日
坂口医院	宇城市松橋町松橋 4 7 3	平成 2 2 年 3 月 8 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
あらお桜山調剤薬局	荒尾市蔵満 1 8 9 0 - 5	平成 2 2 年 3 月 1 日

熊本県告示第 4 6 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
嶋田医院	玉名郡長洲町上沖洲 3 2 7	平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 4 6 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により次の施術者のおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
たまな整骨院	村岡 篤	玉名市中 1 3 3 9 番地 3	平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県告示第 4 6 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
たまな整骨院	諸熊 健	玉名市中 1 3 3 9 番地 3	平成 2 2 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第468号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス春富 玉名郡和水町東吉地990番地3	有限会社輪	平成22年4月12日

熊本県告示第469号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス春富 玉名郡和水町東吉地990番地3	有限会社輪	平成22年4月12日

熊本県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村乙字掛迫139番（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年4月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市合生 3950番1地先から 同所 4075番5地先まで	前	5.8 ～ 6.9	215.8	道路法 第17 条工事 (歩道 整備)
			後	8.7 ～ 9.7		

- 区域を変更する期日 平成22年4月20日

熊本県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年4月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市竹迫字坂ノ下 121番7地先から 同所 99番1地先まで	前	7.8 ～ 15.5	355.5	地基創 交安 (歩道 整備)
			後	11.2 ～ 18.9	355.5	

2 区域を変更する期日 平成22年4月20日

熊本県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年4月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町坂谷字川平 20番地先から 同所 8番1地先まで	前	4.9 ～ 13.0	127.0	単橋改 (バイ パス発 生)
			後	4.9 ～ 13.0	127.0	
				9.2 ～ 30.6	98.0	

2 区域を変更する期日 平成22年4月20日

熊本県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町中字前田 41番地先から 同所 40番地先まで	59.0	地基創 改(改 築によ る拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年4月20日

熊本県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字福原字鳥越 5782番地先から 同所 5702番3地先まで	343.0	地基創 改(パ イパス 発生)

2 供用を開始する期日 平成22年4月20日

熊本県告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町中郡字梨尾 2867番20地先から 同所 2867番30地先まで	234.0	緊道整 B・地 基創改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年4月20日

公 告

熊本県公告第211号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び同条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン八代
八代市建馬町参号6番ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)	ゆめタウン八代	八代市建馬町参号6番
	ヤマダ電機テックランド八代店	八代市建馬町四号28番1ほか
(変更後)	ゆめタウン八代	八代市建馬町参号6番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者

(変更前)	ゆめタウン八代	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明	広島県広島市南区京橋町2番22号
		ヤマダ電機テックランド八代店	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
		群馬県前橋市日吉町四丁目40番11号	
(変更後)	ゆめタウン八代	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明	広島県広島市南区京橋町2番22号
		株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合名会社お菓子の彦一本舗 代表社員 飯田 哲	(退店)

八代市高下西町2068番地の3	
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 吉越浩一郎 東京都大田区平和島六丁目1番1号	(退店)
株式会社ブルーメイト 代表取締役 大塚民一 岡山県井原市下出部町一丁目17番地の1	(退店)
有限会社エス・シー 代表取締役 八若慎也 兵庫県姫路市網干区田井236番地の8	(退店)
株式会社エクセル 代表取締役社長 佐藤 淳 広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	(退店)
株式会社パートナーズ・アンド・カンパニー 代表取締役 伊藤浩康 東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番2号	(退店)
有限会社アライブ 代表取締役 園田博康 熊本市戸島一丁目8番25号	(退店)
有限会社エフティワールド 代表取締役 関 三千雄 熊本市武蔵ヶ丘八丁目1番20号	(退店)
株式会社ぶーけ 代表取締役 土井素直 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号	(退店)
株式会社やまと 代表取締役 矢嶋孝敏 東京都新宿区新宿三丁目28番16号	(退店)
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博 茨城県つくば市東新井37番地1	(退店)
(出店)	有限会社 e システム 代表取締役 渡邊理造 福岡県宗像市上八字浜山2021番2
(出店)	有限会社アサヒコーポレーション 代表取締役 小幡一夫 熊本市大江四丁目2番16号
(出店)	株式会社亀屋 代表取締役 柏木伸次 宇城市松橋町久具320番地の5
(出店)	有限会社エフケイ 取締役 栗原八重子 宇城市小川町南海東1089番地2
(出店)	株式会社オニツカ 代表取締役 鬼塚直幸 八代市大村町1101番地
(出店)	株式会社通信館 代表取締役 竹永淳一 八代市通町11番14号
(出店)	株式会社東洋神宝

	代表取締役 島津博夫 福岡県久留米市東合川二丁目5番15号
(出店)	株式会社三城 代表取締役 多根裕詞 東京都中央区銀座二丁目7番17号
(出店)	有限会社八代三信衣料 代表取締役 大西富夫 八代市松江町229番地の3
(出店)	前田和昭 八代市鏡町塩浜953番地
(出店)	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) ゆめタウン八代	28,100平方メートル
ヤマダ電機テックランド八代店	2,660平方メートル
(変更後) ゆめタウン八代	30,760平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	
(変更前) ゆめタウン八代	2,191台
ヤマダ電機テックランド八代店	170台
(変更後) ゆめタウン八代	2,361台
イ 駐輪場の収容台数(位置の変更なし)	
(変更前) ゆめタウン八代	600台
ヤマダ電機テックランド八代店	36台
(変更後) ゆめタウン八代	636台
ウ 荷捌き施設の面積(位置の変更なし)	
(変更前) ゆめタウン八代	1,009平方メートル
ヤマダ電機テックランド八代店	183平方メートル
(変更後) ゆめタウン八代	1,192平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量(位置の変更なし)	
(変更前) ゆめタウン八代	139立法メートル
ヤマダ電機テックランド八代店	125立法メートル
(変更後) ゆめタウン八代	264立法メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
(変更前) ゆめタウン八代	小売業者 ㈱イズミ 他 午前9時から午後11時まで
ヤマダ電機テックランド八代店	小売業者 ㈱ヤマダ電機 午前10時から午後9時まで
(変更後) ゆめタウン八代	小売業者 ㈱イズミ 他 午前9時から午後11時まで
小売業者 ㈱ヤマダ電機	午前10時から午後9時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
(変更前) ゆめタウン八代	屋外店舗前駐車場 午前8時30分から午前0時30分まで
その他駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (一部午後10時まで)
ヤマダ電機テックランド八代店	午前9時30分から午後9時30分まで
(変更後) ゆめタウン八代	屋外本館前駐車場 午前8時30分から午前0時30分まで
その他本館駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (一部午後10時まで)
屋外家電館駐車場	午前9時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数	
(変更前) ゆめタウン八代	2箇所
ヤマダ電機テックランド八代店	2箇所
(変更後) ゆめタウン八代	4箇所
エ 荷さばき施設において荷捌きを行うことができる時間帯	
(変更前) ゆめタウン八代	午前6時から午後10時まで
ヤマダ電機テックランド八代店	午前9時から午後9時まで
(変更後) ゆめタウン八代	本館 午前6時から午後10時まで

家電館 午前9時から午後9時まで

- 3 変更する年月日
平成22年4月10日
- 4 変更する理由
平成16年に各々新設届出を行い開店した隣り合わせる店舗の仕切りフェンスを開口することにより、一旦公道に出て片方の店舗に入場することなく敷地内を往来可能にすることにより、来客者の利便性を向上させるため。小売店舗の業者の変更及び追加のため。
- 5 届出年月日
平成22年4月2日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務振興課
平成22年4月20日から平成22年8月20日まで

熊本県公告第212号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1316号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰6号	アルカリ分 : 57.0 可溶性苦土 : 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町大字木葉1101番地	平成28年4月9日

熊本県公告第213号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成22年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。
平成22年4月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成22年8月31日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目1番100号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学歴
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）
 - (2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
平成22年5月12日（水）から平成22年6月18日（金）まで、各保健所、熊本市の各保健福祉センター及び熊本県健康福祉部健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日は除く。
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、あて先を明記し、90円切手をはった返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (2) 願書受付期間
平成22年6月14日（月）から平成22年6月18日（金）までとし、受付時

間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成22年6月18日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

(3) 願書提出先

願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に送付すること。

- ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
- イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
- ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康づくり推進課

(4) 提出書類

- ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部
- イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
学校教育法第57条に該当することを証する書類
卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
- ウ 写真 1枚

提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの本人であることが確認できるカラー写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの

- エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6か月以内に交付されたもの） 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。

(5) 受験手数料

6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）
受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

※平成19年度から平成21年度までのいずれかの熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、(4)アの調理業務従事証明書及び(4)イについて省略できる。ただし、受験票と氏名が異なる場合は、(4)エを添付すること。

6 受験票の交付

受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。

7 合格発表

合格者は、平成22年9月17日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。

8 その他

(1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。

(2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は熊本県健康福祉部健康づくり推進課とする。

熊本県公告第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5830番9の一部、同5830番10、同5830番11の一部、同5830番15、同5830番16、同5830番17、同5831番4及び同5831番7
541.11平方メートル（うち、道路用地186.59平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼4305番地9 グリーンハイツ1-1号
宮本 昌幸、宮本 真由美

熊本県公告第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字馬場楠字森ノ上676番2及び676番3の一部

- 508.55平方メートル（うち、道路用地15.00平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字馬場楠676番地2
森田 勝正